

令和5年度久慈市特定教育・保育施設 利用料・副食費徴収免除基準表

【令和5年4月以降適用】

■ 特定教育・保育施設に係る利用料・副食費徴収免除の概要

認定区分	利用料	副食費徴収免除
1号認定（満3歳以上児）	0円	下記免除基準表のとおり
2号認定（3歳以上児）	0円	下記免除基準表のとおり
3号認定（3歳未満児）	裏面のとおり	徴収なし

※ 2号・3号認定の年齢は4月1日時点です

● 副食費徴収免除基準表（網掛け部分が徴収免除）

認定	階層区分		基準表			ひとり親・障害児（者）がいる世帯		
			多子区分			多子区分		
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
1号認定	1	生活保護世帯						
	2	市町村民税非課税世帯 市町村民税均等割のみ						
	3	市町村民税所得割額が 77,101円未満						
	4	同じく77,101円以上 211,201円未満	免除なし			免除なし		
	5	同じく211,201円以上						
2号認定	A	生活保護世帯						
	B	市町村民税非課税世帯						
	C1	市町村民税が均等割の 額のみ						
	C2	市町村民税所得割額が 30,500円未満						
	C3	同じく30,500円以上 48,600円未満						
	D1S	同じく48,600円以上 57,700円未満						
	D1	同じく57,700円以上 58,000円未満	免除なし					
	D2	同じく58,000円以上 68,000円未満						
	D3S	同じく68,000円以上 77,101円未満						
	D3	同じく77,101円以上 80,500円未満						
	D4	同じく80,500円以上 97,000円未満						
	D5	同じく97,000円以上 107,000円未満						
	D6	同じく107,000円以上 120,000円未満						
D7	同じく120,000円以上 140,000円未満							
D8	同じく140,000円以上 169,000円未満							
D9	同じく169,000円以上 200,000円未満							
D10	同じく200,000円以上 250,000円未満							
D11	同じく250,000円以上 301,000円未満							
D12	同じく301,000円以上 397,000円未満							
D13	同じく397,000円以上							

※ 多子カウント

・世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもでカウントします。【久慈市独自の軽減】

● 利用料基準表

(月額、単位：円)

認定	階層区分		基準表				ひとり親・障害児(者)がいる世帯				
			3歳未満児 (4月1日時点)		満3歳児 (3歳になった翌月)		3歳未満児 (4月1日時点)		満3歳児 (3歳になった翌月)		多子軽減
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
3 号 認 定	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
	C1	市町村民税が均等割の額のみ	13,000	12,800	9,500	9,400	6,000	5,900	4,250	4,200	
	C2	市町村民税所得割額が30,500円未満	17,000	16,800	13,000	12,800	8,000	7,900	6,000	5,900	
	C3	同じく30,500円以上48,600円未満	19,000	18,700	16,000	15,800	9,000	8,850	6,000	5,900	
	D1S	同じく48,600円以上57,700円未満	21,500	21,200	18,500	18,200	9,000	8,850	6,000	5,900	
	D1	同じく57,700円以上58,000円未満	21,500	21,200	18,500	18,200	9,000	8,850	6,000	5,900	
	D2	同じく58,000円以上68,000円未満	24,000	23,600	21,000	20,700	9,000	8,850	6,000	5,900	
	D3S	同じく68,000円以上77,101円未満	28,700	28,300	25,200	24,800	9,000	8,850	6,000	5,900	
	D3	同じく77,101円以上80,500円未満	28,700	28,300	25,200	24,800	28,700	28,300	25,200	24,800	子どもの年齢制限なく第2子以降無料 ※第1子は生計同一者であること
	D4	同じく80,500円以上97,000円未満	30,000	29,500	25,200	24,800	30,000	29,500	25,200	24,800	
	D5	同じく97,000円以上107,000円未満	35,300	34,700	31,800	31,300	35,300	34,700	31,800	31,300	
	D6	同じく107,000円以上120,000円未満	39,500	38,900	35,000	34,500	39,500	38,900	35,000	34,500	
	D7	同じく120,000円以上140,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500	44,500	43,800	35,000	34,500	
D8	同じく140,000円以上169,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500	44,500	43,800	35,000	34,500		
D9	同じく169,000円以上200,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500	44,500	43,800	35,000	34,500		
D10	同じく200,000円以上250,000円未満	47,000	46,300	35,000	34,500	47,000	46,300	35,000	34,500		
D11	同じく250,000円以上301,000円未満	47,000	46,300	35,000	34,500	47,000	46,300	35,000	34,500		
D12	同じく301,000円以上397,000円未満	47,000	46,300	35,000	34,500	47,000	46,300	35,000	34,500		
D13	同じく397,000円以上	47,000	46,300	35,000	34,500	47,000	46,300	35,000	34,500		

※1 利用料の算定方法

- ・特定教育・保育施設を利用する子どもの保護者（同居の祖父母等が生計の中心者の場合は、祖父母も含む）の市町村民税の合算額により決定します。
- ・4～8月分は令和4年度市町村民税額（2021年中の収入）、9～3月分は令和5年度市町村民税額（2022年中の収入）により算定します。
- ・上記の市町村民税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の適用はありません。
- ・3歳に到達した翌月から、「満3歳児」の利用料に変更されます。【久慈市独自の軽減】

※2 月途中入退所

- ・25日で日割り計算した利用料となります。